

写

令和８年11月19日

東京都板橋区長

坂　本　　健　　様

東京都板橋区特別職報酬等審議会

会　長　　小　林　　英　子

（公印省略）

特別職報酬等の額について（答申）

令和８年11月19日付け８板総総第688号の４で諮問があった「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について、別紙のとおり答申する。

東京都板橋区特別職報酬等審議会委員

会長	小林	英子
職務代理	茂野	善之
委員	佐藤	充裕
委員	島田	理香
委員	田中	良幸
委員	徳山	安子
委員	萩原	洋一
委員	山内	金久
委員	山本	菊子

1　はじめに

当審議会は、東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第２条の規定に基づき、令和８年 11 月 19 日付けで板橋区長から、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について、諮問を受けた。

審議にあたり、各委員は公正中立の立場を貫き、自由かっ達な発言により、区の行財政の現状と区政を取り巻く社会情勢の動向や他区との均衡、さらに区民意識を考慮しつつ、広範な視点から、職務と責任に見合う報酬等の額の適否について慎重な審議を行った。

2　区財政等の状況及び報酬額等の推移について

（１）区財政等の状況

日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、自然災害や物価上昇の継続が区民生活や社会経済に大きな影響を及ぼしている。

区財政においても、令和８年度は、一人当たりの所得額の増や法人住民税の増などにより、特別区税及び特別区交付金ともに増収を見込んでいる。

区が今後も安定した区民サービスを提供していくためには、物価高などの影響をはじめ、地域の実情に応じたスピード感のある柔軟・的確な対応が求められている。そのためには、区の財政状況を歳入歳出両面から的確に把握し、事務事業の効果や効率性を客観的な視点で見極め、将来の区政運営を見据えて、創意工夫を重ねることで、行政サービスの質の向上を図っていくことが期待される。

（２）一般職員の給与の状況

令和８年 10 月 13 日、特別区人事委員会は、一般職員の給与について、公民較差 15,126 円（3.72%）を解消するため、早期に昇格する職員の層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について月例給を引き上げるよう勧告した。

また、特別給の年間支給月数を 0.10 月引き上げ（現行 4.90 月→5.00 月）、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するよう勧告した。

（３）特別職報酬等の額の推移

ア　給料及び報酬月額

（ア）区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員

一般職員と同じく令和７年４月１日に改定している。

（イ）非常勤行政委員

一般職員と同じく令和７年４月１日に改定している。

イ　期末手当

一般職員の特別給は、期末手当と勤勉手当で構成されている。従来、特別職等の期末手当の年間支給月数は、一般職員の期末手当の年間支給月数と同月数で算出していた。しかし、平成17年の特別区人事委員会勧告で、一般職員の期末手当から勤勉手当への振替の方針が打ち出されたことから、特別職等の期末手当の支給水準を維持するため、平成18年４月から、その年間支給月数を3.55月に条例で規定した経緯がある。

平成19年の特別区人事委員会勧告においては、一般職員の年間支給月数の引上げが0.05月であった。特別職の年間支給月数については、他区と比べて低めであることから、平成20年４月から一般職員と同月数引き上げ、3.60月に改定した。

その後、平成21年度からは、一般職員の期末手当と勤勉手当の年間支給月数の増減率に比例した改定を行い、令和５年度以降の期末手当については、一般職員に倣い、３月期の期末手当を廃止し、６月期及び１２月期に支給月数を均等に配分する改定を行った。

（４）特別職等の職責について

景気は緩やかに回復しているものの、自然災害や物価上昇の継続が個人消費に影響を与えているなか、区長及びこれを補佐する副区長ほか特別職は、多様化する住民ニーズに応え、区民の福祉向上と未来を見据えた区政運営をけん引していく立場にある。区民生活を支援するとともに、地域経済を活性化しなければならず、区政の先頭に立つ者として、その職責はますます重いものとなっている。

一方、議員も、物価上昇の継続により、先行きに不安を持つ区民に寄り添い、その想いを区政に適切につなげる役割を果たすとともに、区民の信任に応えるべく、たゆまぬ研鑽を行うなど、その活動範囲は広範に渡っている。

また、行政委員についても、複雑かつ多様化する社会情勢の中、各分野での高い専門性や識見をもって行われる、その職務の内容や社会的責任には変わらず重いものがある。

３　特別職報酬等の額の適否

区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、58万区民の十分な理解と納得が得られるものでなければならない。

以上のことから、当審議会では、次の結論に達した。

（１）区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について

ア　結論

１　区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額を 3.64%引き上げる。 ２　非常勤行政委員の報酬月額は据え置く。 ３　改定の時期は、一般職員と同じく令和８年４月１日から実施する。

イ　理由

区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額（以下「区長等の給料月額等」という。）は、教育長を除き、平成７年５月１日に改定以来、据え置かれていたが、令和５年４月以降、特別区人事委員会勧告による一般職員の改定率を参考に、一般職員と同様の時期の改定を行ってきた。

特別区人事委員会は、令和８年 10 月 13 日に、一般職員の給与と民間給与との比較結果の公民較差 15,126 円（3.72%）を踏まえ、早期に昇格する職員の層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について月例給を引き上げるよう勧告した（以下、「令和８年勧告」という。）。

また、令和８年勧告における一般職員の月例給引上げに係る改定率は、下位の職層から上位の職層まで段階的に差が設けられている。一般職員と区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員を比較した場合、その職責及び職務内容等の隔たりが大きいことから、令和８年勧告による一般職員の改定率を参考に、一般職員最上位の行政職（部長級）の最上位号給の改定率である 3.64%と同率引き上げることが適当である。

次に、非常勤行政委員の報酬月額（以下、「行政委員の報酬月額」という。）については、平成 23 年度の当審議会において、特別区の平均額を上回るものについては、平成 25 年度までに各区の平均程度に額の引下げを行うよう提言を行い、平成 25 年４月に改定された。その後、社会経済情勢や他区の動向を注視しつつ、据え置かれていたが、令和５年４月１日に区長等の給料月額等の改定率を参考に、引上げ額が僅少であった農業委員会委員を除き改定された。

令和６年度及び令和７年度においては令和５年度と同様、区長等の給料月額等の改定率を参考に引上げを行い、令和５年度に据え置きとした農業委員会委員についても、前年度の引上げ率を加算し、令和６年４月１日及び令和７年４月１日に改定された。

令和８年９月１日時点の報酬月額において、教育委員会委員は 22 区中５位、選挙管理委員会委員は 20 区中４位、農業委員会委員は７区中４位、監査委員

は22区中11位となっており、特別区の平均額を上回るものも多い。

したがって、平成23年度の当審議会での提言もふまえ、各行政委員の報酬月額は据え置くことが適当である。

改定の時期については、一般職員と同じく令和８年４月１日に遡ることが望ましい。

（２）区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について

ア　結論

１　区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当の年間支給月数を0.10月引き上げ、3.90月から4.00月とする。 ２　改定の時期は、一般職員と同じく改正条例の公布の日から実施する。

イ　理由

区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当（以下、「区長等の期末手当」という。）は、平成21年４月以降、一般職員の期末手当と勤勉手当の年間支給月数の増減率に比例し、改定を行ってきた。

区長等の期末手当の改定は、必ずしも一般職員の年間支給月数と連動して行うものではないが、民間の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生活費及びその他経済情勢等を踏まえる必要があり、これらを反映した令和８年勧告における一般職員の特別給の年間支給月数を0.10月引き上げるという勧告は、区長等の期末手当の審議において重要な要素となる。

したがって、勧告どおり一般職員の特別給の引上げが行われるならば、その引上げ率（2.04％）を参考に、区長等の期末手当について、年間支給月数を0.10月引き上げることが適当である。

また、改定は、改正条例の公布の日から実施し、その時期は一般職員と同様とすることが望ましい。

４　おわりに

当審議会は、板橋区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

なお、社会経済状況や区民からの納得が得られないことを考慮して、特別職の報酬等及び期末手当についての引上げについては反対するとの意見があった。

また、区内中小企業の賃金の実情を踏まえ、特別職の報酬等の改定に当たっては、今後も適切な区政執行を望むという意見があった。

区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員各位には、区政の一層の進展にまい進されることを切望する。

なお、本答申については、その内容を十分に尊重され、実施に向け努力されることを望むものである。